

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

令和4年1月24日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本嘉彦

和田満

定期監査結果報告

1 財務監査

(1) 監査の対象

令和2年10月1日～令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期間

令和3年12月7日～令和4年1月24日

(3) 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。

2 行政監査

(1) 監査の対象

令和3年4月の引継ぎに関する事務

(2) 監査の期間

令和3年11月1日～令和4年1月24日

(3) 監査の方法

広域連合事務局の係ごとに、調査票による自己評価の提出及び調査票に基づく係長への聞き取り等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

必要に応じた年内からの引継ぎ開始などにより業務遂行に支障がないよう引継ぎが行われている。マニュアルについては法改正に対応するため整備中のものや改善の余地があるものが見受けられたが、今年度中には完成のめどが立っている。